

第31回 たけとんボウリング大会大盛況!

恒例のボウリング大会が9月20日(金)、アル・プラザボウル鯖江にて団体戦17チーム、個人戦62人の熱戦が繰り広げられ、和気あいあいのうちに終了しました。

特に、今回は、ドローンはじめ話題の賞品や青年部会創立40周年特別賞、又、協賛いただいた火災共済賞、大樹生命賞の提供もあり、大変盛り上りました。

<成績> *試合は2ゲームトータル

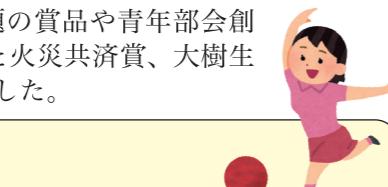
団体の部 (敬称略)

優勝 松ちゃんずAチーム(有)武生松源商店 平均141点
準優勝 混成A(株)ヒラノ印刷、日本利器工業(株) 平均138点

個人の部

優勝 菊谷 圭豪(株)ダイエイ 355点
準優勝 林 佑里子(株)福鉄商事 332点

*Facebookに写真掲載



開会式の伊林専務理事挨拶



団体戦準優勝チーム



第10回 花いっぱい運動 最優秀事業所決定!

10月16日(水)、青年部会を代表して山田会長と篆輪副会長が株先織商店を訪れ、賞状と副賞を授与しました。今年は、ベコニアとマリーゴールドを植えましたが、連日の猛暑で厳しい環境となりました。

2回目の受賞おめでとうございます。今回、受賞されなかった皆様には、ご協力ありがとうございました。

7月～10月の主な事務局メモ

- 7/22 第4回金融委員会
- 27 健康ウォーク(滋賀県太郎坊)
- 8/ 5 電気安全講習会出席
汚水処理場水質検査
(北陸公衆衛生研究所)
- 6 第2回人材確保検討委員会
- 7 第1回環境整備委員会
- 8 第5回金融委員会
アイシン・エィ・ダブリュ工業(株)
説明会
- 22 働き方改革セミナー
- 29 第2回青年部会理事会
- 9/ 4 消費税実務対応セミナー
第6回金融委員会
- 20 第31回たけとんボウリング大会
- 25 時間外労働等改善事業全体説明会
- 26 火災共済代理所会議出席
- 27 事務局消防訓練
街路灯LED防犯灯40本設置完了
- 10/10 第1回労務管理無料相談会
- 16 第10回花いっぱい運動表彰
- 17 第7回金融委員会

キャンペーン実施中!!
(年末迄、プレゼント進呈中)

たけとんふれあい
フォトコンテスト

〆切間近!!
(11月末日必着)

※応募規定をご覧のうえ
会館事務局迄提出を!



訃報情報

株アイジー会長のご母堂
五十嵐 信子 氏(98歳)
令和元年8月23日逝去

マツウラ(株) 会長
松浦 實治 氏(89歳)
令和元年9月8日逝去

あなたの安心をサポート
火災共済及び自動車事故費用/
休業対応支援共済/医療共済/傷害共済
アドレスは、<http://ken-kyosai.jp>
福井県火災共済協同組合
理事長 白崎 誠一

大樹生命
日本生命グループ
大樹生命保険株式会社 丹南営業部
(旧 三井生命保険株式会社)
〒916-0025 福井県鯖江市旭町2-1-23
TEL:0778-51-1625
URL:<https://www.taiju-life.co.jp/>

組合及び青年部会の活動状況は、ブログ及びFacebookにて掲載中です。組合ホームページからアクセスしてください。

時間外労働等改善助成金事業(厚労省)を活用した
人材確保に関する事業に着手

人材確保検討委員会(委員長 松浦宏由氏)において協議し、福井労働局に申請していた「時間外労働等改善助成金事業」が8月30日に採択され、実施が決定しました。

この事業は、組合員各社の労働時間短縮のための人材を確保するため、組合員各社の労働環境を整備し、魅力ある職場作りを行うことを目的に労務管理の整備に向けた支援を行うもので、当組合として①セミナーの開催等の事業 ②巡回指導、相談窓口の設置等 ③人材確保に向けた取組の事業を実施し、費用について助成されるものです。 ※実施する事業概要については後記の全体説明会開催内容を参照

■実施期間 令和元年9月～令和2年1月

■実施体制

(敬称略)

①有職者

	氏名	役職名
1	吉本昌永	吉本総合労務管理事務所/ 特定社会保険労務士
2	小玉隆一	アズワンコンサルティング(株)社長/特定社会保険労務士

②人材確保検討委員会

働き方改革の進め方"講習会開催



本年4月、働き方改革関連法が施行されました。総務委員会(委員長 鎌谷忠雄氏)では、8月22日(木)午後1時30分から約2時間、当会館二階会議室において特定社会保険労務士 小玉隆一氏より「これでいいのか!自社にあった“働き方改革”の進め方!」をテーマに、今後の動向を踏まえて制度見直しのポイントについて具体的に説明いただきました。

以下、内容を抜粋してご報告します。

法改正のポイント

時間外労働(休日労働は含まず)の上限は、原則として、月45時間・年360時間となり、臨時の特別な事情がなければ、これを超えることはできなくなる。
※中小企業への適用は1年猶予され2020年4月となる。



・定額残業制による残業抑制

・人事評価の項目に「効率的業務遂行」

労働時間削減、どこから手をつける?

- ①時間の無駄遣いを減らす
- ②効率よく仕事を進めるための設備
- ③上司の教育
- ④従業員向けアンケート調査など

*最終的には、キャリア支援とキャリア自律も不可欠となる。

問題職場の特徴①

- ・無駄な会議が多い
 - *会議の無駄が多い、段取り8割:スキルは2割
- ・ハウレンソウができていない
 - *ハウレンソウする側(部下)、される側(上司)の問題⇒スキル2割:プロセス8割、人は違う
- ・属人化
 - *属人化はなくならない、良い属人化を。承認欲求を無視しても上手くいかない。

問題職場の特徴②

- ・いつも探している
 - 4つの無駄な時間…思い出す時間、探す時間、悩む時間、問い合わせる時間
- 5Sの徹底は効果あり
- ・自分たちで頑張ろうとする…外部に頼ることも必要

・部下が本音を言わない

…部下は上司に本音を言わない

・帰りにくい雰囲気



働き方改革=働く人改革を

- ・「働き方改革」=「残業減らし」ではない
- ・基本は、社員が主体的に働ける職場づくり
- ・「減らす」ための対策では社員は疲弊
- ・仕事量は変わらず時間を減らせ、働きたくても早く帰れ、残業が減り給与も減る
- ・「減らす一辺倒」ではなく「増やす」対策も
 - ①ネガティブな仕事、無駄な仕事を減らす
 - ②ポジティブな仕事を増やす
 - ③職場のコミュニケーションを増やす⇒人や会社を知る

消費税実務対応セミナー開催

本年、10月に消費税率の引き上げと軽減税率制度が実施される前に消費税10%への引き上げに向けての対応、消費税改正などについて9月4日(水)、午後1時30分から約2時間、当会館二階会議室において合同経営会計事務所武生支所長 南本貴視氏よりわかりやすく解説いただきました。

尚、5年後(2024年)10月に開始されるインボイスでは、経済的な問題や経理事務の負担増が懸念されるので、今から対策を講ずべきとのアドバイスをいただきました。



全体説明会開催

今年度、時間外労働等改善事業を取り組むにあたり、9月25日(水)、午後1時30分から2時間、当会館二階会議室において全体説明会が開催されました。初めに事務局(浅川)より事業概要について詳しく説明が行われ、引き続き特定社会保険労務士 吉本昌永氏より「働き方改革 具体的な課題と対応策」をテーマに詳細な説明がなされました。



■本年度実施する事業概要は以下のとおり

1. 事業内容

①セミナーの開催等の事業

企業の労働法制の理解促進に向けて、働き方改革に関するセミナーを開催する。又、セミナー資料については、当組合情報紙「たけとんかわら版」に記事を掲載する等により、働き方改革を推進する企業を支援する。

②巡回指導、相談窓口の設置等

組合員各社に対し、労務管理上の諸問題への支援を行うため、社会保険労務士に依頼のうえ、巡回指導、相談窓口を設置し、労務環境の整備を行う。

③人材確保に向けた取組の事業

組合員各社の労働時間短縮のための人材を確保するため、各組合員企業の概要等を紹介したリーフレットを作成し、又、各種情報誌(福井新聞fu、PALET、ファミール)への掲載を行い求人活動の一助とする。

又、当組合のホームページのシステムを再度構築し、的確にアクセスできるよう変更する。

※ホームページアドレス<https://www.taketon.jp/>に変更

■「働き方改革 具体的な課題と対応策」の内容抜粋

1. 働き方改革重点テーマの具体的な内容

①年次有給休暇の義務化

2019/10/1-2020/9/30までの1年間に5日年休を取得させなければならない。※「1日」、「半日」はOK、「時間単位」はカウントされない。

・次の①②は、5日間の時期指定有給から除外する。

- ①本人が取得した有給
- ②計画的付与した有給(労使協定必要)

・有給休暇でも多い質問①

Q. 有給休暇はパート社員等にもありますか?

A. あります(労基法第39条)

Q. 定年退職後再雇用時は有給休暇はどうなりますか?



各種情報誌への広告

A. 定年後そのまま継続して再雇用する場合は、有給休暇は定年前の有給休暇とその期間を引き継ぐ。(通達) ※会社を吸収合併する場合等も同様

・有給休暇でも多い質問②

Q. 有給休暇を取得したら皆勤手当てを払わないのは違法ですか?

A. 皆勤手当てを支給しない旨を賃金規定に定めておけば、皆勤手当ての不支給は無効(違反)とはならない。

※給与の3%~5%の範囲内で、額が相対的に大きい場合は、有休の取得を抑制する結果となると見られ、無効と判断されることもある。

Q. 有給休暇の買い取りは可能か?

A. 「休むこと」を妨げることとなるため買い取りは法律違反となるが、退職時に結果的に残ってしまった年次有給休暇に対し、残日数に応じた金銭を給付することは差し支えない。

・有給休暇でも多い質問③

Q. 有給休暇を5日付与しなかったらどうなりますか?

A. 労働基準法では、30万以下の罰金となっているが、武生管内で起訴されたことは無い。⇒原則、監督署の指導と改善

※監督署の意向で、来年以降、タイムカードの管理をしっかりすべきとのこと。

・36協定届の記載について

休日労働=法定休日……書き方に注意!

*36協定届の用紙は、裏面もある。
⇒国は厳しい規制をし、残業時間を減らそうとしている。

・同一労働同一賃金の原則の適用(2021年~)

違反に罰則はないが損害賠償請求の対象になる。

2. 時間外労働等改善のための方策

①採用

②高齢者や女性の人材確保

①採用

イ.【求人をどこに出すか?】

*各々申請を要す

①採用

【求人を気をつける点】

- ・休日(週休2日が人気)
- ・越前市内で1週間に30応募のあった企業も
- ・仕事内容は具体的に記載
- ・「工場の仕事」などあいまいではなく、具体的に記載
- ・賃金や退職金
- 【参考】有効求人・求職者情報 職種別求人求職賃金情報 新卒者/中途採用者採用時賃金
- ・資格取得の支援

【ハローワーク】…失業者(就職困難者)を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。

【産業雇用安定センター】…失業なき労働移動

*現在、47人が就職希望

※企業の撤退や買収などで発生する大量離職者をサポートする。

【退職自衛官無料職業紹介所】…任期満了退職(20歳代)、定年退職者

※有資格者多数おり、昨年度は、30人弱が就職

口。【求人で気を付ける点】

・休日(週休2日が人気)⇒休み 100日以上が求人要す
・仕事内容は具体的に記載

・賃金や退職金

【参考】有効求人・求職者状況 食酢別求人求職状況 新卒者/中途採用者採用時賃金

・資格取得の支援



3. 国の後押し制度(助成金)

①働き方改革と相性のいい助成金

②助成金における注意点

①働き方改革と相性のいい助成金

・時間外労働等改善助成金

・キャリアアップ助成金

・両立支援助成金(男性の育児休業含む)

・特定求職者雇用開発助成金

・受動喫煙防止対策助成金(半額助成)

※いずれも先に計画書・届出要す



②助成金における注意点

・福井労働局の審査が厳しくなってきている

キャリアアップ助成金で不正多数発覚

東京で1億5,500万円の不正受給があり、厳しくなった

⇒国に対する詐欺行為

・助成金の趣旨を理解し、適切な準備が必要
社会保険労務士の場合、保証金が必要

【最後に】

①2020年以降は、中小企業にも働き方改革の中心となる「残業規制」

「同一労働同一賃金」が開始される

→残業管理の徹底(法定休日も含めて)

→就業規程等の整備が必要

→人材の確保 社員の給料や手当の設定は慎重に

②

労働基準監督署の監査が厳しくなってきている

→有給管理簿・適正な労働時間の把握

→残業代の支払い方の再確認

③働き方改革に真摯に取り組めば、国の支援制度があり採用の後押しにすることも



無料相談会の実施



パワースポット太郎坊宮にて 健康ウォーク実施



福利厚生委員会(委員長 佐々木弘之氏)では、従来、健康セミナーを開催していましたが、今回、日頃のストレスの解消と体力増強のため 7月27日(土)、福鉄観光社の企画で滋賀県の太郎坊を訪れ健康ウォークを実施、約260段の石段を登りました。台風6号の影響で心配されましたが、幸いに小雨で何の支障もなく全員無事に目的を達成しました。

